

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 9月29日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス放射線モニター系燃料取替エリア放射線モニター(C)点検において、検出器外部校正入力切替スイッチ(S1)の接触不良(スイッチに触れるだけで指示値が大幅に上昇)が認められたため、当該検出器を交換。	GIII	
2	1号機	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)昇降用階段取り外し時において、タンク側面に腐食が認められたため、当該タンク側面を点検・修理。	GIII	
3	2号機	主排気筒放射線モニター試料採取入口配管の主排気筒配管貫通部において、腐食(錆)が認められたため、当該原因調査・対策検討。なお、当該貫通部に漏えいが無いことを確認。	GIII	
4	3号機	直流125V所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)3B点検において、しゃ断器用補助スイッチ(3個)の接点接触抵抗値に管理値外れが認められたため、当該補助スイッチを点検・修理。	GIII	
5	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系乾燥機本体下部蒸気連絡配管において、配管保温材より凝縮水の漏えい(非放射性、床への滴下なし)が認められたため、当該原因を調査。なお、洗濯廃液系乾燥機暖機運転を停止したところ漏えいは停止。	GIII	
6	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系乾燥機下部蒸気戻り配管継手において、凝縮水の漏えい(非放射性、床への滴下なし)が認められたため、当該原因を調査。なお、洗濯廃液系乾燥機暖機運転を停止したところ漏えいは停止。	GIII	